

総務文教委員長報告

総務文教委員長 梶 達矢

総務文教委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第43号 専決処分の承認について（鳴門市特別職指定条例及び鳴門市職員諸給与条例の一部改正について）」ほか議案4件であります。

当委員会は、6月18日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案2件についてはいずれも承認、議案3件については、いずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第43号 専決処分の承認について（鳴門市特別職指定条例及び鳴門市職員諸給与条例の一部改正について）」は、特別職の「政策監」の職を廃止し、事業統括監に代えて一般職の「政策監」を設置したことから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、特別職の政策監が廃止されたことによる業務の引継ぎについて質疑があり、理事者からは、特別職の政策監が担っていた主な業務は一般職の政策監が担うこととなり、適切に引継ぎされている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認いたしました。

次に、「議案第44号 専決処分の承認について（鳴門市税賦課徴収条例の一部改正について）」は、令和8年度税制改正において、自動車等取得時に課税されていた「環境性能割」の廃止や、物価高を背景に令和9年度から適用される固定資産税の免税点の見直しなど地方税法の改正が行われたことから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、市税の減収額について質疑があり、理事者からは、国の試算によると個人市民税は、国全体で約800億円の減収が見込まれており、本市の規模に換算すると数百万円程度の減収が見込まれるが、個人の賃金引上げ状況等も影響することから減額分の見込みを出すのは困難である。また、固定資産税は、家屋・償却資産を合わせて、国全体で39億円の減収が見込まれており、本市の規模では約100万円から200万円の減収見込みであるが、閾値の見直しになるため国の補填措置はない。さらに、軽自動車税では、交付金を考慮すると3,000万円から4,000万円の減収になるが、代替となる安定的な財源が確保されるまでの間は国の責任で全額補填となる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で承認いたしました。

次に、「議案第46号 鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」は、本市のまちづくりの方向性やデザインに関する政策的な条例である「9+1条例」の制定について調査審議する附属機関を新たに設置することから、所要の改正を行うものであります。

委員からは、現時点で想定される審議会の設置予定数について質疑があり、理事者からは、令和8年度は若者の活躍などを推進する若者条例、カスタマーハラスメント対策の条例、児童生徒の学力向上に関する学力向上条例の3つの条例制定に向けての審議会設置を想定しているが、既存の審議会等で対応する可能性も考え得る、との説明がありました。

また、委員からは、各審議会の委員数についての質疑があり、理事者からは、各審議会の委員は15人を上限とし、基本は8人程度を想定している、との説明がありました。

さらに、委員からは、県外から各審議会に出席する委員がいる場合、報酬以外に旅費等の予算を計上しているのか、との質疑があり、理事者からは、現時点では想定しておらず、予算措置はしていない、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第47号 鳴門市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、消防団員等に係る傷病補償年金等の補償基礎額を引き上げるなど、所要の改正を行うものであります。

委員からは、補償基礎額等について他の自治体と差異はあるのか、との質疑があり、理事者からは、国の政令に準拠していることから他の自治体との差異はないと思われる、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第49号 財産の取得について」は、新たに救助工作車及び資機材を取得するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

委員からは、従来の救助工作車及び資機材と比較し、どのような効果が期待されるのか、との質疑があり、理事者からは、クレーンの転倒防止機能の追加やウインチ、クレーンなどを無線リモコンにより操作できることで作業の安全性が高まり、また、油圧資機材が電動駆動となることで、現場に到着後、すぐに活動することができるなど救助活動の即応性の向上が期待される、との説明がありました。

また、委員からは、救助工作車の維持費についての質疑があり、理事者からは、現在の車両と同様に車両及びクレーンの法定点検は必要であるが、油圧資機材のオイル交換が不要になることで維持費は安くなる、との説明がありました。

さらに、委員からは、救助工作車の運転に必要となる中型自動車運転免許を保持している職員の人数について質疑があり、理事者からは、現在、運用機関員は25人であり、交代制勤務により配備している、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。

ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。